



厚生労働省が開催する「学校薬剤師・地区薬剤師会を活用した OTC 濫用防止対策事業」  
成果物の公開及び専門家向けセミナーの実施について、お知らせするものです。

事 務 連 絡  
令和 7 年 2 月 21 日

各都道府県教育委員会学校保健主管課  
各指定都市教育委員会学校保健主管課  
各都道府県私立学校主管部課  
各文部科学大臣所轄学校法人担当課  
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課  
小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する  
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定  
を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課

御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

「学校薬剤師・地区薬剤師会を活用した OTC 濫用防止対策事業」  
成果物の公開及び専門家向けセミナーの実施について

標記について、令和 7 年 2 月 20 日付けで、厚生労働省医薬局医薬安全対策課から別添のとおり依頼がありました。

このことについて、都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、文部科学大臣所轄各学校法人担当課におかれては、その設置する学校に対して、国公立大学法人におかれては、その設置する附属学校に対して、小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所轄の学校設置会社及び学校に対して、それぞれ周知されるようお願いいたします。その際、学校における働き方改革の観点から、周知の方法等については、貴課等において必要に応じて御判断いただきますようお願いいたします。

なお、「学校薬剤師・地区薬剤師会を活用した OTC 濫用防止対策事業」の成果物及び専門家向けセミナーについてのお問合せは、厚生労働省医薬局医薬安全対策課にお願いいたします。

(本事務連絡について)

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課  
電 話 : 03-5253-4111 (内線 2931)

事務連絡  
令和7年2月20日

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課 御中

厚生労働省医薬局医薬安全対策課

「学校薬剤師・地区薬剤師会を活用した OTC 濫用防止対策事業」  
成果物の公開及び専門家向けセミナーの実施について

薬物乱用防止啓発活動の推進につきましては、日頃から特段の御配慮をいただき厚く御礼申し上げます。

近年、10代～20代の若者を中心に、鎮咳去痰薬等の市販薬を乱用し、救急搬送されたり、薬物依存に陥る事例が急増しており、若者に対する予防啓発や相談・支援体制の整備が求められています。

このため、厚生労働省では、「学校薬剤師・地区薬剤師会を活用した OTC 濫用防止対策事業」において、市販薬の乱用防止を目的とした啓発用資材（冊子・動画）を作成するとともに、薬局等において市販薬を販売する薬剤師、登録販売者、教育現場で若者と接する学校薬剤師等を対象として、市販薬の乱用に苦しむ若者を適切な支援先につなぐこと等を目的とした対応マニュアルを作成し、下記のとおり、厚生労働省ホームページにおいて公開しました。また、学校薬剤師や医薬品販売に関わる方等を対象としたセミナーを実施することといたしましたので、各都道府県・指定都市教育委員会学校保健主管課等関係機関への周知につき特段の御配慮をお願いいたします。

記

1. 次の啓発関連資材を作成したこと。
  - (1) 「薬のオーバードーズって何だろう～あなたとあなたの大切な人の命を守るために～」(冊子、小学生向け及び中高生向け)

- (2)「薬のオーバードーズって何だろう～あなたとあなたの大切な人の命を守るために～」(動画、小学生向け及び中高生向け)
  - (3)「ゲートキーパーとしての薬剤師等の対応マニュアル-OTC 医薬品を販売する薬剤師・登録販売者、及び学校薬剤師向け-」
2. 上記の啓発関連資材について、次の場所に掲載したこと。
- (1) 厚生労働省ホームページ
    - ・一般用医薬品の乱用(オーバードーズ)について  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/index\\_00010.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/index_00010.html)
    - ・一般用医薬品の乱用(オーバードーズ)について(薬剤師、登録販売者の方へ)  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/index\\_00033.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/index_00033.html)
  - (2) 厚生労働省公式 YouTube (動画のみ)
3. 別紙のとおり、学校薬剤師や医薬品販売に関わる方等を対象として、市販薬の乱用の実態や背景について、専門家や当事者からお話を伺うとともに、啓発用資材の活用方法等について御紹介するセミナーを開催予定であること。

**【本件担当】**

厚生労働省医薬局医薬安全対策課

電話：03-5253-1111 (内線 2757)

(夜間：03-3595-2435)

E-mail：mhlw-antaika@mhlw.go.jp